

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～ (加える)</p> <p>(任用)</p> <p><u>第3条</u> 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>志操堅固で</u> <u>_____、かつ、身体強健な者</u> (欠格条項)</p> <p><u>第4条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>～略～</p> <p>(種類)</p> <p><u>第3条</u> 団員の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>基本団員（次号に掲げる機能別団員以外の団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>機能別団員（町長が定める特定の職務に従事する団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(任用)</p> <p><u>第4条</u> 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>職務を支障なく遂行できると認められ、かつ、身体健全な者</u> (欠格条項)</p> <p><u>第5条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(休団)</p> <p><u>第6条</u> <u>傷病、仕事、妊娠、出産、育児等の事情により長期間消防団の職務に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団の職務に従事することを休止（以下「休団」という。）できる。</u></p> <p><u>2 団員が休団しようとするときは、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に、あらかじめその旨を届け出て承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、休団している団員が復帰（休団を取りやめ、再び消防団の職</u></p>

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。

(1) 前条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

(2) (略)

(懲戒)

第6条 (略)

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 (略)

(加える)

務に従事することをいう。以下同じ。)しようとする場合について準用する。

4 休団している団員が復帰したときの階級は、休団をした日の階級とする。

5 第11条及び第12条の規定は、休団している団員には適用しない。

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。

(1) 第5条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

(2) (略)

(懲戒)

第8条 (略)

2 停職は、6月以内の期間を定めて行う。

第9条 (略)

(定年による退職)

第10条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

2 団員の定年は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員 年齢65年

(2) 機能別団員 年齢70年

3 任命権者は、定年に達した団員が第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該団員の退職により消防団の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該団員に係る定年退職日の翌日から起算して5年を超えない範囲内で、当該団員を引き続いて職務

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(加える)

第9条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては寒川町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならぬ。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 (略)

第11条 (略)

(報酬)

第12条 (略)

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 156,200円

副団長 年額 138,000円

分団長 年額 122,000円

副分団長 年額 74,100円

部長 年額 56,100円

班長 年額 51,100円

に従事させることができる。

4 任命権者は、前項の規定により団員を引き続いて職務に従事させる場合には、当該団員の同意を得なければならない。

5 任命権者は、第3項の著しい支障が生じなくなつたと認めるときは、当該団員の同意を得て、期日を定めて退職させることができる。

(服務規律)

第11条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、団員（機能別団員は除く。）は、火災の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第12条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第13条 (略)

第14条 (略)

(報酬の額)

第15条 (略)

2 団員（機能別団員は除く。）には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 156,200円

副団長 年額 138,000円

分団長 年額 122,000円

副分団長 年額 74,100円

部長 年額 56,100円

班長 年額 51,100円

(費用弁償)

第13条 (略)

(公務災害補償)

第14条 (略)

2 (略)

(退職報償金)

第15条 団員 _____ が

退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 (略)

(委任)

第16条 (略)

～略～

る。ただし、町長が必要と認めるときは、他の時期に支給することができる。

(費用弁償)

第17条 (略)

(公務災害補償)

第18条 (略)

2 (略)

(退職報償金)

第19条 団員 (機能別団員は除く。) が

退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 (略)

(委任)

第20条 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第10条第2項の定年(以下「定年」という。)に達する団員について適用し、この条例の施行の日前に定年に達した団員については、なお従前の例による。